

【重要】お知らせ(変更点等)

新型コロナウイルス感染症拡大防止等を考慮し、
受検申請は郵送受付のみとします。(人数制限職種(作業)も郵送受付のみ)
下記の申請手続き方法をよく読んでからお申込みください。

受付期間

令和3年4月5日(月)到着分～4月16日(金) (消印有効)
【郵送受付のみ】 ※窓口での受付はできません。

提出方法

必ず郵便局から簡易書留で郵送してください。

●実技試験において、**人数制限のある職種(作業)**を受検申請する場合
(P.14～16 注1に該当するもの)

- ・受検手数料は**後払い**となります。事前に払い込まずに、封筒に**人数制限職種申込**と朱書きの上、郵送してください。
- ・茨城県内に**在住又は在勤**の申請者が優先されます。
また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い中止になりました**令和2年度前期技能検定の申請受理の方も優先**されます。
- ・令和3年4月5日(月)到着分より、1日単位で受付を行います。
- ・制限人数に達した段階で、その職種(作業)の受付を締め切ります。
- ・制限人数を超えた申請書が到着した日については、同日到着分の申請書から抽選にて、受付者を決定します。
- ・申請書に不備がある場合は、到着日の抽選対象から外れます。
- ・受付の可否については、申請書に記入した電話番号(一括申請書を同封している場合は、一括申請書に記入された電話番号)に連絡いたします。
- ・当協会より受付可能との連絡がありましたら、指定した期日までに受検手数料の払込みを行い、払込証明書等を郵送してください。(詳細はP.9に記載)
- ・連絡が取れない場合や指定の期日までに受検手数料の払込みが確認できない場合、申請を受理できないことがあります。
- ・申請を締切った職種(作業)は、当協会の技能検定専用ホームページ(<http://www.ib-syokkyo-kentei.com>)において、随時掲載します。郵送した書類が到着する前に受付を締切った場合でも、郵送料等の返還はできません。

新型コロナウイルス感染症の対応について

●技能検定の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、厚生労働省が「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン(以下「ガイドライン」と記す。)を策定しています。受検申請前によくご確認いただき、本ガイドラインの内容にご同意いただいた上で、受検申請及び受検をお願いいたします。

▶技能検定実施に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/content/000639207.pdf>



- 新型コロナウイルス感染症対策等で会場施設側の貸出の制限等により、収容数に制限が出て受検申請が定員を超える場合は、人数制限の有無に関わらず、申請期間中でも受付を締切る場合があります。
- 新型コロナウイルス感染症拡大等により試験会場や検定委員を確保できない場合等には、試験を中止又は受検申請の受理を取り消す場合がありますので予めご了承ください。なお、この場合は受検手数料を返還いたします。(受検手数料振込時に発生した振込手数料につきましては、返還いたしかねますのでご承知の程お願いいたします。)
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、茨城県内に**在住又は在勤**の方を原則優先させていただきます。